

国住指第1364号

平成21年7月3日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

建築物等に係る事故及び火災発生時における対応について（技術的助言）

建築物、昇降機等の建築設備及び遊戯施設等の工作物に係る人身事故又は建築物に係る火災で死傷者が発生したものの調査を行う場合の警察との連携については、「建築物等に係る事故及び火災発生時における留意事項について（技術的助言）」（平成21年2月6日付け国住指4026号。以下「通知」という。）により通知したところですが、今般、警察庁との間で、別添のとおり、犯罪捜査と事故調査が、それぞれ円滑かつ的確に実施されるよう確認を行ったのでお知らせします。

なお、調査の現場における具体的な運用については、引き続き通知を参考として下さい。

また、管内特定行政庁に対してもこの旨周知をお願いします。